

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令の概要

(グローバルスターシステムへの対応)

1 改正の概要

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「本規則」という。）は、小規模な無線局に使用するための特定無線設備が、登録証明機関の技術基準適合証明、工事設計認証又は製造業者等の技術基準適合自己確認により適合表示無線設備となり、免許不要、包括免許、簡易な免許手続きといった免許の特例を認めることで、免許手続きの簡素化、免許申請者の負担の軽減を図り、製品の迅速な市場投入を可能とする制度である。

移動衛星通信システムであるグローバルスターシステムについては、平成 29 年に、我が国における事業参入のニーズを踏まえ、無線設備規則で技術的条件が規定され、本規則では技術基準適合証明、工事設計認証の対象となる特定無線設備として追加された。

その後、海外において、グローバルスターシステムを携帯電話端末と同一の筐体に収めて利用する例が普及してきており、我が国においても、海外同様の利用が想定されてきている。

このような状況を踏まえ、今般、携帯電話端末等と同一の筐体に収められているグローバルスターシステムを技術基準適合自己確認の対象設備である特別特定無線設備に追加するため、本規則の一部の改正を行うものである。

2 改正の内容

特別特定無線設備として規定されている特定無線設備と同一の筐体に収められている特定無線設備に、グローバルスターシステムを追加。【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第 2 条第 2 項 2 号】

3 施行日

令和 5 年 10 月 12 日から施行するものとする。